

○学校法人東海大学臨時職員規程

(制定 昭和44年2月1日)

改訂 昭和58年4月1日 昭和63年4月1日
2000年4月1日 2009年4月1日
2015年4月1日

第1章 総則

第1条 担当業務の性質、勤務条件、任用期間その他の事情により臨時職員として採用することが適当であると認められる場合には、別に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第2条 「学校法人東海大学教職員任用規程」(以下「任用規程」という。)及び「学校法人東海大学特任教職員規程」によらず期間を定めて採用された職員を、臨時職員とする。

第3条 臨時職員の雇用期間は3年以内(60歳以上の場合は5年以内)とし、期間満了をもって終了する。

2 業務遂行上余人をもって替えがたく、かつ、後任者の雇用が困難な場合に、「学校法人東海大学臨時教職員勤務規則」第22条の定める雇用期間を限度とし、その雇用を更新することができる。

3 前条並びに同条に定める臨時職員の職種は、次の各号による。

- (1) 事務職員(事務業務に従事する者)
- (2) 技術職員(学事又は研究補助業務に従事する者)
- (3) 医療技術職員(「学校法人東海大学任用規程」別表に定める、特定の医療関係、技術免許を有し、その資格を専業として従事する者)
- (4) 看護職員(看護師、助産師又は准看護師の免許等を有し、その資格を専業として従事する者)
- (5) 看護助手(看護補助業務に従事する者)
- (6) 保健技術職員(看護師又は保健師の資格を有し、健康推進業務に従事する者)
- (7) 治験コーディネーター(国家資格を有し治験コーディネーター業務に従事する者)
- (8) 特定研究員(「学校法人東海大学特定研究員規程」に定められた者)
- (9) 奨励研究員(「東海大学医学部リサーチフェロー(奨励研究員)規程」に定められた者)
- (10) 非常勤医師(医師又は歯科医師の資格を有し、診療や学校医・産業医に従事する者)
- (11) その他(その他各前号に該当しない業務に従事する者)

第2章 給与

第4条 臨時職員の給与及び支給方法は、「学校法人東海大学給与規程」の定めるところによる。

第5条 臨時職員に対しては、原則として、賞与の支給はしない。

第6条 臨時職員に対しては、退職金又はその他の慰労金は支給しない。

第3章 服務

第7条 臨時職員の服務及び就業については、「学校法人東海大学臨時教職員勤務規則」を準用する。

第4章 採用，解雇

第8条 臨時職員の採用は，所属長の要求に基づき，任用規程に準じて行う。ただし，定年のためその職を解かれた者が再採用される場合，本人からの提出書類の一部又は全部を省略することができる。

第9条 臨時職員の解雇は，「学校法人東海大学臨時職員勤務規則」第24条の規定に定めるところによる。

第5章 任用変更

第10条 1年以上の勤務経験を有し，かつ，勤務態度・勤務実績が優秀である場合は，本人の同意のもとで特任並びに専任への任用変更を行うことがある。

第11条 無期労働契約への転換に関する要件，手続，定年等は，「学校法人東海大学無期労働契約転換に関する規程」による。

第12条 無期労働契約への転換を行った臨時職員の労働条件について，任期を付さないことを除いては，職名・職位，給与，その他の労働条件は，無期労働契約へ転換する直前の有期労働契約と同様とする。

2 無期労働契約への転換後に労働条件の変更を必要とする場合は，双方同意のもと契約内容の変更をすることがある。その際は，労働条件通知書を改めて交付する。

第13条 臨時職員の解雇及びその基準は「学校法人東海大学臨時教職員勤務規則」に定めるもののほか，次の各号による。

- (1) 担当する業務がなくなったとき。
- (2) 担当する研究プロジェクトが終了したとき。

付 則

この規程は，昭和44年2月1日から施行する。

付 則 (2015年4月1日)

この規程は，2015年4月1日から施行する。